

Q&A

生殖補助医療に関する新しい法律について

Q. 生殖補助医療に関して新しい法律ができたというニュースを見ました。

概略を教えてください。

A.

1. 生殖補助医療に関する新しい法律の概要

2020年12月4日、国会において、「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」（以下、「民法特例法」とします）が成立し、2021年3月11日（親子関係の規律は2021年12月11日）から施行されました¹⁾。まずはこの民法特例法の要点を説明していきます。

この法律が対象とする生殖補助医療は、人工授精、体外受精、体外受精胚移植を用いた医療です（民法特例法第2条）。国会審議では、受精卵・胚を妻以外の女性の子宮への移植または依頼者夫婦の夫の精子を妻以外の女性に人工授精する等の代理出産（代理懐胎）の可否およびその場合の親子関係をどうするか議論されましたが結論は出ず、今後議論していくべき内容とされています^{2) 3)}。民法特例法第3条は、①生殖補助医療は治療を受ける者の心身の状況等に応じて適切に行われるとともに女性の健康の保護を図ること、②必要かつ適切な説明と、当事者の十分な理解を得てその意思に基づいて行われること、③精子・卵子の採取管理について安全性が確保されること、④生まれる子について心身ともに健やかに生育するよう必要な配慮をすること、など基本理念を定めています。

第5条は、医療機関の責務として、医師その他の医療関係者は、第3条の基本理念を踏まえ、良質かつ適切な生殖補助医療を提供するよう努めなければならない、と定めています。

2. 医療行為としての規制

次に、具体的に医療行為としての規制について、これまでの経緯から説明しますと、平成15年に厚生労働省厚生科学審議会生殖補助医療部会が報告書をまとめましたが法規制化に至らず⁴⁾、2021年7月現在、生殖補助医療に関しての法規制はありません。日本産婦人科学会が「倫理上の見解」を公にするなど学会が対応していますが法的拘束力はありません⁵⁾。

上記のとおり民法特例法第 5 条は具体的な規制行為を明示しておらず、具体的な規制を概ね 2 年を目途として検討し法制上の措置を講じるとしており（附則第 3 条）、これからの課題です。

一方で、民法特例法の施行に合わせ厚生労働省子ども家庭局長が各自治体宛てに出した通知⁶⁾によると、「生まれる子の福祉および権利を何よりも尊重すること」、「当事者、特に女性の心身の保護及び性と生殖に関する自己決定権の保障が尊重、確保されること」、「商業的な悪用・濫用の禁止・防止、優生思想の排除を維持すること」、「インフォームド・コンセントを尊重したカウンセリング体制を強化すること」、などが留意事項として挙げられており、これらの観点を中心に医療行為に関する法規制が議論されると予想します。

また前述のとおり、各学会において生殖補助医療に対するスタンスが示されています。例えば日本産婦人科学会はこれまで生殖補助医療に関する複数の見解を出しています。また日本生殖医学会は、2021 年 6 月ごろの審議を経て 2021 年内を目途に生殖医療ガイドラインを公表するとしています。これら学会での議論も注視する必要があります。

規制が法制化されるまでの間、上記厚労省の通知や学会のこれまでの見解に則って生殖補助医療を行うことが妥当です。インフォームド・コンセントを尊重し、また、精子提供を受ける場合には後述のとおり父親からの同意が父子関係の条件となるため、適切に同意を得る必要があります。生殖補助医療は複数の過程を要するものもあり、また、1 回の治療では奏効せず繰り返すこともあります。同意を得る際には、本人の意思確認を慎重におこなうため、治療プロセスの要所毎に同意を得ること、また治療が奏効せず繰り返す際には 1 回ごとに同意を得るとよいでしょう⁷⁾。

3. 親子関係

また、民法特例法により、生殖補助医療で精子や卵子の提供を受けて生まれた子の親子関係に関して以下のとおり明文化されました。

(1) 父子関係について

自然懐胎では、婚姻中に妻が懐胎した子は夫の子と推定するという嫡出推定（民法 772 条第 1 項）が父子関係に関する根幹です。妻が夫以外の男性の子を出産した場合、夫は、出生を知った時から 1 年以内に嫡出否認の訴えを提起することができ（民法 774 条、777 条）、その訴えが認められないと夫が父親となります。嫡出否認が認められた後に、生物学的な父親から認知されて、その父親との間で父子関係が成立します。DNA 検査等で生物学上の父子関

係が科学的に否定される場合でも、民法 772 条による嫡出推定が及ぶとされています（最高裁平成 26 年 7 月 17 日判決）。

他方で、ドナーから精子提供を受けた場合の父子関係について、直接規定する規定はありませんでした。

今回の立法では、夫が同意している場合、精子提供を受けて生殖補助医療により懐胎した子（提供された精子に由来する胚を用いた生殖補助医療により懐胎した子の場合も同様）について、夫は、嫡出否認することができない、としています（民法特例法第 10 条）。これにより、有効な同意があることを前提として、ドナーから提供された精子に由来する子の父親は、母体である女性の夫であると定められました。

（2） 母子関係

自然懐胎による母子関係について民法上の規定はなく、判例上、分娩の事実によって決まるとされていました（最高裁昭和 37 年 4 月 27 日判決）。生殖補助医療についても規定がありませんでした。

今回の立法では、「女性が、自己以外の女性の卵子を用いた生殖補助医療（卵子に由来する胚を用いた場合も同様）により子を懐胎、出産したときは、その出産した女性をその子の母とする」、としています（民法特例法第 9 条）。

4. まとめ

今回の民法特例法では、医療行為に関する具体的法規制は未整備で、概ね 2 年程度で整備される予定ですが、法規制が整備されるまでの間は、厚生労働省や各学会の見解に則して実施するとよいでしょう。

精子、卵子または胚の提供を受けた場合の親子関係は、ドナーとの間ではなく、提供を受けた側との間で父子関係・母子関係が定められました。

【参考文献】

- 1) [「生殖補助医療の提供等およびこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律の成立について」](#)（法務省民事局）
- 2) [第 203 回国会 参議院法務委員会 第 3 号（令和 2 年 11 月 19 日）会議録](#)

- 3) [第 203 回国会 衆議院法務委員会 第 3 号 \(令和 2 年 12 月 2 日\) 会議録](#)
- 4) [「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」\(平成 15 年 4 月 28 日 厚生科学審議会生殖補助医療部会\)](#)
- 5) [「臨床・研究遂行上倫理的に注意すべき事項に関する会告」一覧 \(日本産婦人科学会\)](#)
- 6) [『「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」の施行について \(通知\)』\(子発 0311 第 5 号 令和 3 年 3 月 11 日\)](#)
- 7) 床谷文雄. 判例秘書ジャーナル 民事編 文献番号 HJ100106, 2021 年

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [生殖補助医療を受療する場における女性の体験***](#)
- ・ [日本の精子ドナーの視点による匿名性の問題***](#)
- ・ [国境を越えた生殖医療への対応 - オーストラリアの事例 -**](#)
- ・ [不妊治療に関する女子学生の意識差 - 日本, アメリカ合衆国, インドネシア共和国との比較 -**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。